

共謀罪(テロ等準備罪)創設法案に反対する表現・メディア関係有志の緊急アピール

政府は、3月21日、共謀罪(テロ等準備罪)創設のための組織犯罪処罰法の改正案を閣議決定し、国会に上程した。共謀罪を導入する法案は過去3度にわたり国会に提出され、廃案になったが、今回、政府は2020年東京オリンピックのためのテロ対策を前面に掲げ、テロ等準備罪などの名のもとに制定しようとしている。しかしながら、法案の本質はかつての提案と同様であり、自由闊達であるべき表現やメディアを危うくし、自由で民主的な市民社会を掘り崩しかねない危険がある。

法案では、テロ対策を掲げてはいるものの、規制対象としている「組織的犯罪集団」は「テロリズム集団」に限られるわけではなく、それ以外の集団が幅広く包含されるし、本来正当な会社や市民団体なども活動次第で「組織的犯罪集団」と捜査機関等により認定されかねない。また、肝心の「テロリズム集団」を定義する規定も置かれていないし、現にテロに関する罪は法案で対象とされている277の罪の全部ではないので、テロ対策に限定されることにもならない。犯罪として処罰されるのは、組織的犯罪集団の活動として、2人以上により犯罪遂行を「計画」し、その実行のための資金・物品の取得など犯罪実行の準備行為がある場合とされるが、計画は謀議と同様に犯罪の合意(共謀)そのものを処罰することを意味しているし、今回付け加えられた準備行為も危険性の乏しい普通の行為を広く含めあいまいで、規制を限定する役割を果たせない。さらに、犯罪となる計画や合意を探り、捜査するための電話やメール、会話の盗聴などの一層の確保、推進が不可避とならざるを得ない。

法案の中心となり核心となるのは、犯罪の共謀、合意を犯罪とし、処罰を可能にする点である。「実際に犯罪が実行され危険や被害が生じない限り罪に問わない」という刑法上の大原則を変更して、計画や合意という形で話し合いやコミュニケーションの活動そのものを犯罪として処罰するに等しい仕組みがこの国につくられようとしている。ひいては、話し合いやコミュニケーションと密接に関わる内心や思想・良心にも法が踏み込み、規制を加えることになる。しかも適用対象となる犯罪は277にも及び、テロの限定もなく、市民団体や普通の市民にも規制が及ぶ可能性は否めない。これでは、日本国憲法が定める思想・良心の自由や表現の自由が乱暴に侵害されるだけでなく、盗聴の推進・拡大等による市民監視の強化ともあいまって、市民や市民社会の委縮を招くのは必至ではないか。

私たちが希求する表現やメディアの営みは、思想・良心の自由や表現の自由が確保され、自由で民主的な市民社会に支えられてはじめて多様で豊かに創造され、展開されるべきであって、これを危うくする共謀罪(テロ等準備罪)創設法案の制定には表現やメディアの立場から強く反対する。

2017年4月6日

[賛同有志] (*印は世話人)

青木 理(ジャーナリスト)、梓澤和幸(弁護士)、右崎正博(獨協大学名誉教授)、大谷 充(出版労連委員長)、岡本 厚(岩波書店社長、前『世界』編集長)、小笠原みどり(ジャーナリスト)、小黒 純(同志社大学教授)、桂 敬一(元東京大学新聞研究所教授)、金丸研治(映演労連委員長)、菊地泰博(現代書館社長)、北村 肇(『週刊金曜日』発行人)、清田義昭(出版ニュース社 社長)、清宮美稚子(『世界』編集長)、小林基秀(新聞労連委員長)、斎藤貴男(ジャーナリスト)、篠田博之(月刊『創』編集長)、高田昌幸(東京都市大学教授)、*田島泰彦(上智大学教授)、田近正樹(日本雑誌協会 人権・言論特別委員会)、常岡浩介(フリー記者)、寺澤有(ジャーナリスト)、野中章弘(ジャーナリスト、早稲田大学教員)、橋場義之(元上智大学教授)、*服部孝章(立教大学名誉教授)、林 克明(ジャーナリスト)、原 寿雄(ジャーナリスト)、日比野敏陽(元新聞労連委員長)、藤森 研(専修大学教員)、中川 進(大月書店社長)、松井修視(関西大学名誉教授)、元木昌彦(元『週刊現代』編集長)、森 達也(作家、映画監督、明治大学特任教授)、山 了吉(出版倫理協議会議長)。

(以上 33 名／4 月 6 日現在)